

法 学 第 8 1 5 号  
平成 30 年 12 月 17 日

各 私 立 学 校 長 様  
(高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

#### 冬山登山の事故防止について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、本通知の趣旨を御理解いただいた上、貴校において、適切に指導及び対応を行うようお願いいたします。

なお、本県における高校生の登山活動については、平成 30 年 2 月 27 日付け法学第 932 号により通知した「岩手県高等学校登山活動の取扱いについて」を踏まえ、事故防止及び安全対策の徹底を図るようお願いいたします。

#### 記

- 1 厳冬期は、気温の変化や降雪・積雪等の気象条件による凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症などにより、遭難事故等が発生する可能性が高いことから、12月から3月の時期の冬山登山を禁止すること。
- 2 岩山や鞍掛山など、いわゆる里山で活動する際は、気象状況、地形、積雪量、参加生徒及び指導者の技量などを十分考慮し、安全対策に万全の措置を取ったうえで、歩行技術等の基礎的内容の習得を目的とした活動とすること。
- 3 「岩手県高等学校登山活動の取扱いについて」は、今後、内容の一部改訂を行い、おって通知する予定であること。なお、通知があるまでは、現行の内容を遵守すること。

【担当】私学振興担当 竹内

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp